

H20. 12. 26 発行

号 外

協 会 通 信



社団法人全国有料老人ホーム協会

本日開催された「社会保障審議会・介護給付費分科会」におきまして、介護報酬に関する基準の一部改正に係る答申が行われ、さらに具体的な報酬単位等の【案】が示されました（確定は来年1月の予定です）。

全指定事業の詳細につきましては協会通信第 203 号に記載しますが、今回は地域区分の見直しと特定施設に係る介護報酬について、取り急ぎ速報いたします。

当協会といたしましては、本年7月以降、上記分科会での和田理事長の意見陳述や厚生労働省老健局長への要望書提出、担当部局との継続折衝等、介護報酬の引き上げに向け様々な活動を行ってきました。

最終的には、全指定事業に係る地域区分の見直しにおいて、特定施設は人件費比率の区分が60%から45%のグループに移行し、乙地以外が実質的に引き下げとなります。

また、個別の報酬単位においては、特定施設は（要支援1、2は5%引き下げられますが）要介護1～5が4%の引き上げとなります。

介護報酬単位の引き上げは平成12年4月の介護保険法施行以来、初めてのことであり、特定施設への評価と期待が高いことの表れといえます。また、上記分科会でも協会の意見陳述を真摯に受け止めていただきました。

しかしながら、今回の介護報酬改定によって事業者には介護職員の処遇を改善し、雇用拡大と定着を図ることが求められており、今後、厚生労働省では報酬の引き上げがこれらに結びついたかどうかの情報開示を事業者に課す方針です。

会員各位のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも当協会の活動に一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

A. 地域区分の見直し

＜全事業に対する地域ごとの上乗せ割合と人件費割合の見直しにより、特定施設の1単位当たり単価は乙地以外が実質的に引き下げとなる。＞

【現行】 特定施設は下記の60%グループ

		特別区	特甲地	甲 地	乙 地	その他
上乗せ割合		12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	60%	10. 72円	10. 60円	10. 36円	10. 18円	10円
	40%	10. 48円	10. 40円	10. 24円	10. 12円	10円



【改定後】 特定施設は下記の45%グループとなる

		特別区	特甲地	甲 地	乙 地	その他
上乗せ割合		15%	10%	6%	5%	0%
人件費 割合	70%	11. 05円	10. 70円	10. 42円	10. 35円	10円
	55%	10. 83円	10. 55円	10. 33円	10. 28円	10円
	45%	10. 68円	10. 45円	10. 27円	10. 23円	10円

B. 介護報酬(本体)改定案

＜要支援1～2はマイナス5%改定、要介護1～5はプラス4%改定となる。＞

○特定施設入居者生活介護費 ※外部サービス利用型特定施設については、省略。

区 分	現 行	改 定 後
要支援1	214単位	203単位
要支援2	494単位	469単位
要介護1	549単位	571単位
要介護2	616単位	641単位
要介護3	683単位	711単位
要介護4	750単位	780単位
要介護5	818単位	851単位

※合成報酬額

＜上記A・Bを組み合わせると、地域×要介護度別の報酬額は以下になる。＞

1. 1日当たり報酬額

※1円未満の端数切捨て

		特別区	特甲地	甲 地	乙 地	その他
要支援1	現 行	2, 294円	2, 268円	2, 217円	2, 178円	2, 140円
	改定後	2, 168円	2, 121円	2, 084円	2, 076円	2, 030円
要支援2	現 行	5, 295円	5, 236円	5, 117円	5, 028円	4, 940円
	改定後	5, 008円	4, 901円	4, 816円	4, 797円	4, 690円
要介護1	現 行	5, 885円	5, 819円	5, 687円	5, 588円	5, 490円
	改定後	6, 098円	5, 966円	5, 864円	5, 841円	5, 710円
要介護2	現 行	6, 603円	6, 529円	6, 381円	6, 270円	6, 160円
	改定後	6, 845円	6, 698円	6, 583円	6, 557円	6, 410円
要介護3	現 行	7, 321円	7, 239円	7, 075円	6, 952円	6, 830円
	改定後	7, 593円	7, 429円	7, 301円	7, 273円	7, 110円
要介護4	現 行	8, 040円	7, 950円	7, 770円	7, 635円	7, 500円
	改定後	8, 330円	8, 151円	8, 010円	7, 979円	7, 800円
要介護5	現 行	8, 768円	8, 670円	8, 474円	8, 327円	8, 180円
	改定後	9, 088円	8, 892円	8, 739円	8, 705円	8, 510円

※最も引き上げ率が高いのは乙地の要介護3で、約4. 6%の引き上げとなる。

2. 1か月(30日)当たり報酬額

		特別区	特甲地	甲 地	乙 地	その他
要支援1	現 行	68,820 円	68,040 円	66,510 円	65,340 円	64,200 円
	改定後	65,040 円	63,630 円	62,520 円	62,280 円	60,900 円
要支援2	現 行	158,850 円	157,080 円	153,510 円	150,840 円	148,200 円
	改定後	150,240 円	147,030 円	144,480 円	143,910 円	140,700 円
要介護1	現 行	176,550 円	174,570 円	170,610 円	167,640 円	164,700 円
	改定後	182,940 円	178,980 円	175,920 円	175,230 円	171,300 円
要介護2	現 行	198,090 円	195,870 円	191,430 円	188,100 円	184,800 円
	改定後	205,350 円	200,940 円	197,490 円	196,710 円	192,300 円
要介護3	現 行	219,630 円	217,170 円	212,250 円	208,560 円	204,900 円
	改定後	227,790 円	222,870 円	219,030 円	218,190 円	213,300 円

要介護4	現 行	241,200 円	238,500 円	233,100 円	229,050 円	225,000 円
	改定後	249,900 円	244,530 円	240,300 円	239,370 円	234,000 円
要介護5	現 行	263,040 円	260,100 円	254,220 円	249,810 円	245,400 円
	改定後	272,640 円	266,760 円	262,170 円	261,150 円	255,300 円

※仮に「乙地で要介護 3 の 50 人規模」特定施設の場合は、年間約 580 万円の増収となる。

C. 加算報酬案

＜夜間看護体制加算、機能訓練加算は据え置きとなり、特定施設の看護職員と協力医療機関等との連携に着目した加算が新設される。（介護予防特定施設、地域密着型特定施設も同様）＞

協力医療機関連携加算

単位数：80単位（利用者1名につき、月1回を限度とする）

算定要件：看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

D. 併給できる介護サービス内容の改定案

○特定施設入居者生活介護を給付する場合に併給できる介護サービスは、唯一、通院困難者に対する「居宅療養管理指導」ですが、これについても改定が行われることとなりますのでご留意ください。

○改定のポイントは、「看護職員による相談・支援等の新設」（特定施設は対象外）、「医師以外の者が居住系施設を訪問する場合の移動コスト等を踏まえた引き下げ」です。

＜対象が特定施設利用者の場合＞

現 行	
医師・歯科医師が行う場合	
居宅療養管理指導費（Ⅰ）	500 単位／回
居宅療養管理指導費（Ⅱ）	290 単位／回
※（Ⅱ）は在医総管を算定している場合	
病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
月1回又は2回目	550 単位／回
月3回目以降	300 単位／回
薬局の薬剤師が行う場合	
月1回目	500 単位／回
月2回目以降	300 単位／回
管理栄養士が行う場合	530 単位／回
歯科衛生士等が行う場合	350 単位／回



改定後	
医師・歯科医師が行う場合	
居宅療養管理指導費（Ⅰ）	500 単位／回
居宅療養管理指導費（Ⅱ）	290 単位／回
※（Ⅱ）は在医総管、 <u>特医総管</u> を算定している場合	
病院又は診療所の薬剤師が行う場合	
	<u>385 単位</u> ／回（月2回まで）
薬局の薬剤師が行う場合	
	<u>350 単位</u> ／回（月4回まで）
管理栄養士が行う場合	<u>450 単位</u> ／回
歯科衛生士等が行う場合	<u>300 単位</u> ／回

※加算等を除く。

以上

※協会事務局の年末・年始休業日は、12月27日（土）から1月4日（日）までとなります。あらかじめご了承ください。